

福岡県公報

令和2年7月17日
第120号

目次

告示 (590号-612号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○ふるさと寄附金収納事務の委託	(税務課)	5
○指定代理納付者の指定	(税務課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知		

	(農山漁村振興課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める日	(税務課)	7

公 告

○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	8
○意見募集の結果の公示	(環境保全課)	8
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	14
○落札者等の公示	(介護保険課)	14
○落札者等の公示	(介護保険課)	14
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○行政書士法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(市町村支援課)	15

再 掲

○災害救助法による救助の開始	(福祉総務課)	16
----------------	---------	----

告 示

福岡県告示第590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和2年7月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米立花線	八女郡広川町大字吉常479番2先から 八女郡広川町大字吉常418番3先まで

福岡県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年7月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市黒木町木屋2830番1先から 八女市黒木町木屋2475番1先まで

福岡県告示第592号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宮若市宮田字生姜町2540の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾3丁目	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾 3 丁目	福岡市中央区平尾三丁目 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第595号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 2 年 7 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾 3 丁目	福岡市中央区平尾三丁目 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第596号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 2 年 7 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

平尾 3 丁目	福岡市中央区平尾三丁目 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
---------	--------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所1339番4先から 田川市大字猪国1495番1先まで	6.7 ～ 35.8	16,585.4
			前	田川郡香春町大字採銅所1399番4先から 田川市大字猪国1495番1先まで	11.0 ～ 117.0	17,482.0
			後	田川郡香春町大字採銅所1339番4先から 田川市大字猪国1495番1先まで	6.7 ～ 35.8	16,585.4
			後	田川郡香春町大字採銅所1399番4先から 田川市大字猪国1495番1先まで	11.0 ～ 195.0	17,482.0

福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2 年 7 月 19 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川郡香春町大字採銅所1102番1先から 田川郡香春町大字高野924番1先まで
田川	322号	田川郡香春町大字中津原587番1先から 田川郡大任町大字今任原3948番1先まで

福岡県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	苅田 採銅所 線	前	田川郡香春町大字採銅所6716番 90先から 田川郡香春町大字採銅所4193番 1先まで	16.0 ～ 59.2	710.0
			後	田川郡香春町大字採銅所6716番 90先から 田川郡香春町大字採銅所4193番 1先まで	8.0 ～ 168.9	

福岡県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年7月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	苅田 採銅所 線	田川郡香春町大字採銅所6716番90先から 田川郡香春町大字採銅所4193番1先まで

福岡県告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年12月福岡県告示第761号筑豊広域都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
宮若市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業宮田公共下水道
- 3 事業施行期間
平成13年5月2日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年12月福岡県告示第761号の事業地に次の区域を加える。
宮若市 宮田 字樋口、字辨鳥、字片鋒、字三月田、字手打、字山部、字男田元、字杉坂の各一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町豊津365番1先から 京都郡みやこ町豊津83番1先まで	6.1 ～ 16.4	612.0
			後	京都郡みやこ町豊津365番1先から 京都郡みやこ町豊津83番1先まで	10.6 ～ 20.7	

福岡県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	野路土佐井線	前	築上郡上毛町大字原井617番1先から 築上郡上毛町大字原井617番1先まで	6.0 ～ 6.0	19.5
			後	築上郡上毛町大字原井617番1先から 築上郡上毛町大字原井617番1先まで	22.5 ～ 35.8	

福岡県告示第604号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する事務

ふるさと寄附金（クレジットカード、通信事業者を通じた決済、コンビニエンスストアにおける支払及びペイジーサービスにより納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社さとふる

(2) 所在地

東京都中央区京橋二丁目2番1号

3 委託した日

令和2年6月23日

4 委託期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

福岡県告示第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

S B ペイメントサービス株式会社

(2) 所在地

東京都港区東新橋一丁目9番2号

- 2 指定した日
令和2年6月23日
- 3 指定期間
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 4 対象となる歳入
ふるさと寄附金

福岡県告示第606号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字葛生2956の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葛生2956の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第607号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字イボメ口3802の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第608号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
太宰府市大字北谷字只越860の5
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第609号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱1532の29（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第610号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

うきは市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女春線	前	八女市長野266番1先から 八女市長野1817番2先まで	7.0 ～ 42.5	715.5
			後	八女市長野266番1先から 八女市長野1816番1 + 1816番2 先まで	7.0 ～ 42.5	715.5

福岡県告示第612号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長（令和元年11月福岡県告示第412号の3）において別に告示で定めることとされている期日は、その納期限等が令和元年10月12日から令和2年8月30日ま

での間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月17日

公 告

福岡県知事 小 川 洋

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和2年7月6日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和2年7月6日から 令和3年3月31日まで
令和2年7月6日	田川郡糸田町	鼠ヶ池・南糸田の一部	令和2年7月6日から 令和3年3月31日まで
令和2年7月6日	田川郡福智町	上野の一部	令和2年7月6日から 令和3年3月31日まで
令和2年7月6日	京都郡みやこ町	吉岡、綾野、下原、 皆見の各一部	令和2年7月6日から 令和3年3月31日まで

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大牟田市	平成28年度から 令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字手鎌の一部	令和2年7月3日

春日市	平成29年度から 令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	宝町	令和2年7月3日
田川郡赤村	平成29年度から 令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和2年7月3日

公告

土壤汚染対策法、土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、令和2年3月3日から令和2年4月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年6月9日に制定しました。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

環境部環境保全課土壤係

電話：092-643-3361

メールアドレス：kanho@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県環境影響評価技術指針の一部を改正する案について、令和2年4月24日から令和2年5月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年6月30日に公布しました。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

問合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092-643-3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

学習者用インターネット外部回線環境賃借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

- 年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表(様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年8月3日(月曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
学習者用インターネット外部回線環境賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和3年1月1日から令和5年9月30日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による。
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年8月27日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ令和2年8月17日（月曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期

間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年7月17日（金曜日）から令和2年8月4日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年8月27日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階北棟 建築都市総務課入札室

(2) 日時

令和2年8月27日（木曜日）午後4時45分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of internet external environment and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture

(2) Time Limit for Tender :

4 : 00 PM on August 27, 2020

(3) Contact Point for the Notice :

Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大保字豆田1419番1及び1419番3から1419番10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都江東区木場五丁目10番10号

株式会社一条工務店

代表取締役 岩田 直樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町松延字三国手687番1、693番1、693番4、694番1から694番6まで、695番1、695番2、696番1から696番4まで、697番2、697番4から697番7まで並びにこれらの区域内の道路等である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社アスト

代表取締役 岩永 政浩

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和2年6月29日福岡市告示第212号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（令和2年6月29日福岡市告示第214号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和2年6月29日小郡市告示第148号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

久留米小郡都市計画用途地域の変更（令和2年6月29日小郡市告示第149号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第236回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 日時

令和2年7月28日 10時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9番15号

福岡県中小企業振興センター 401会議室

3 予定議案

- (1) 福岡広域都市計画道路の変更
- (2) 二丈都市計画道路の変更

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る物品の名称及び数量

ウェルパス手指消毒液0.2%（1L） 14,500本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部介護保険課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社アトル

(2) 住所

福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5-1

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

53,000,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条第1(C)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和2年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る物品の名称及び数量

ユージェルS（0.6L） 14,500本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部介護保険課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年5月18日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

ユーアイ化成株式会社

(2) 住所

兵庫県尼崎市田能六丁目1-35

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

30,305,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条第1(C)に該当

公告

福岡県漁業調整規則の全部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年7月17日から令和2年8月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）直方市下境892番2、912番6、940番4、946番1から946番3まで、950番2、951番8、952番2、953番4から953番6まで、954番、974番8、977番3、2358番1、2358番5、2360番1から2360番3まで、2362番から2364番まで、2365番6、2365番7、2368番3、2369番4、2370番、2372番5、2372番7、2377番1、2377番3、2377番4、2378番1、2378番3、2379番1、2379番7、2380番5、2381番1、2381番5、2381番6、2381番9、2402番3、2403番2、2404番2、2404番4、2405番4、2405番6、2405番8、2405番10、2405番11、2406番2及び2407番2並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市下境2400番地

株式会社森田あられ

代表取締役 森田 長吉

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和2年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

登録番号	氏名	事務所の所在地
10400873	松本 勝	福津市日蒔野一丁目2番地6-1101号室

2 聴聞期日及び場所

令和2年7月27日 午後2時00分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階企画・地域振興部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第572号の2

令和2年7月3日から大雨による災害に関し、令和2年7月6日から大牟田市、八女市及びみやま市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小 川 洋